

あなたの一票があすの富士市を築く

県議会議員選挙が4月11日、市議会議員選挙が4月25日に行なわれます。いづれもわたしたちの生活に密接なつながりをもつ選挙です。棄権することなく、必ず投票におでかけください。

両選挙とも投票時間は午前7時から午後6時までです。第24投票所の勢子辻分校投票所は午後4時までの繰上げ投票を行ないます。開票は即日午後8時から市立体育館（御幸町）で行ないます

なお、前回の県知事選挙のときにくらべ、入場券の配布、不在者投票の資格などが変わりましたのでお知らせします。

■入場券の配付は

県議選、市議選の入場券は、1枚の用紙に印刷して3月25日ころ郵送いたします。

なお、25日ころ郵送するのは昨年12月15日までに市内に転入した人、4月12日までに新有権者になる人です。したがって、その後市内に転入した人の県議選の投票は、前住地で行なうことになります。

また、昨年12月16日から1月13日までに市内に転入した人、4月26日までに新有権者になる人は、市議選の投票ができますので、4月14日ころ入場券を郵送いたします。

★県議選は両方の入場券を持参して

棄権することなく必ず投票を

県議会議員選挙 4月11日

市議会議員選挙 4月25日

県議選の投票日には、入場券を切りとらないでそのまま投票所へ持って行ってください。投票所で係員が県議選の入場券を切りとつて、残りの市議選の入場券をお返ししますので、投票日までなくさないように保管してください。

★市議選の投票日には、入場券の残りを持参して入場券をなくした場合は投票所で再発行しますので棄権しないでください。

■不在者投票するには

また不在者投票の手続きが簡単になり不在者投票理由が拡大されました。

★証明書がいなくなりました。

これまでの選挙では、不在者投票をするには事業所などで発行する証明書が必要でしたが、今回からは本人が投票日に投票できない理由を申し立て、宣誓することによって不在者投票ができます

★告示前でも請求できます

不在者投票のための投票用紙の請求は選挙期日の告示前でもできるようになりました。

★市内で仕事している人も該当します

投票日に仕事のため投票所へ行けない場合、これまで市外しか認められませんでした。今回から市内の他の投票区で仕事をしている人も不在者投票ができるようになりました。



第44投票所が 変わります

県議会議員選挙、市議会議員選挙とも投票場所は、45カ所に設置します。第44投票所が前回と変わり、両選挙とも広見町公会堂になりました。広見町公会堂は現在建設中の広見小学校の東側ですのでお間違いのないようにしてください。



よごすまい
この海
この土地
この一票